

東京武道館

業務内容及び管理運営の基準

<抜粋版>

令和7年4月

東京都スポーツ推進本部

2-2 施設の提供に関する業務

(4) 利用の受付

ア 専用使用

(ア) 優先受付（規則別表3の1）

優先受付は、世界大会、全国大会、東京都大会等に使用する場合の受付とし、具体的には次のとおりとする。

項 目	内 容
対 象 施 設	大武道場、第一武道場、第二武道場、弓道場及び研修室
優 先 受 付 の 対 象	① 東京都又は東京都教育委員会が主催又は共催し、スポーツ振興に寄与すると認められる事業に使用するとき。 ② 東京都又は東京都教育委員会が主催、共催又は後援する公益性の高い事業に使用するとき。 ③ 官公署又はこれに準ずる団体が主催、共催又は後援する公益性の高い大規模な行事等に使用するとき。 ④ 「知事が認めるアマチュアスポーツ団体」が世界大会、全国大会、全都大会等で実績のある競技会に使用するとき。 ⑤ 世界的又は全国的なレベルのスポーツ団体等（プロスポーツを含む。）が、世界的又は全国的な競技会に使用する場合で、国際親善のほかスポーツの振興に寄与すると認められるとき（世界的又は全国的な競技会については、必要な時点で調整し、決定する。）。 ⑥ スポーツ団体及びその他の団体が行う学術・文化活動で、参加者（観客を含む。）が広範かつ大規模なものに使用するとき。 ⑦ 指定管理者が自らスポーツ振興事業及びスポーツの日記念事業並びに自主事業及び周辺連携事業に使用するとき。 ⑧ その他、利用者サービス上必要とするスポーツ大会等に使用するとき。 ※ ④に掲げる「知事が認めるアマチュアスポーツ団体」とは、(6)オ(イ)の規定を準用する。
決 定 方 法	・①の東京都又は東京都教育委員会が主催又は共催する事業については、他の優先受付対象よりも優先する。 ・②から⑤までで優先受付が競合した場合は、公益性・大会規模等をもとに、計画書等で調整を行い決定する。 ・⑥及び⑦については、原則として①から⑤までの調整後に決定する。 なお、⑥については、施設の特性を生かした行事内容や使用範囲及び期間等を考慮し、調整を行うことができる。 ⑧は、⑥及び⑦の調整後に決定する。

		なお、⑦及び⑧については、東京都に協議の上、決定する。
受付 手 続	申込期間	計画書等の提出は使用月の属する年度の前年度の6月30日まで
	申込方法	原則、電子データによる。 また、申込用紙は、はんこレスに対応する。
	仮承認	使用月の属する年度の前年度の8月31日まで
	利用 予納金の納入	指定管理者は、知事の承認を得て、利用予納金（利用料金の10%）を仮承認から2週間以内に収受することができる。
	使用の承認	利用予納金を収受した場合は、納入を確認後、速やかに使用承認書兼施設利用料金領収書を発行する。
	残額利用 料金の納入	使用日の4か月前
	その他	なお、受付手続は現行の方法であり、上記により難しく、規則に定めのない場合、東京都に協議の上、決定する。

—中略—

（6）利用料金制度（条例第7条から第9条まで）

オ 利用料金の減額又は免除

（イ）規則第7条第3号に規定する「知事が認めるアマチュアスポーツ団体」の範囲は、次に掲げるとおりとし、対象となる事業は大会当日のみとする。

① 公益財団法人日本スポーツ協会及びこれに加盟する競技団体
② 公益財団法人東京都スポーツ協会及びこれに加盟する競技団体
③ 公益財団法人日本パラスポーツ協会及びこれに加盟する競技団体
④ 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会及びこれに加盟する競技団体
⑤ 公益財団法人日本レクリエーション協会及びこれに加盟する団体並びに一般社団法人東京都レクリエーション協会及びこれに加盟している団体であつて身体的活動を伴うレクリエーション団体
⑥ 全都的又は全国的な組織を有する各種スポーツ・レクリエーション団体（東京都又は東京都教育委員会が後援するもの）
⑦ 公益社団法人日本アメリカンフットボール協会及びこれに加盟する競技団体
⑧ 一般社団法人全国高等専門学校連合会及びこれに加盟する競技団体
⑨ 新日本スポーツ連盟及び新日本スポーツ連盟東京都連盟
⑩ 関東児童自立支援施設少年卓球大会及び東京都児童福祉施設競技大会
⑪ 一般財団法人東京都高等学校野球連盟

以下省略